

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
行 政 局
文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第92号

北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
(北海道職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 北海道職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第75号）の一部を次のように改正する。

第19条第2項及び第3項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の110」を「100分の105」に改める。

第2条 北海道職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第19条第2項及び第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に改める。
(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年北海道条例第121号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

第4条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。
(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第5条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年北海道条例第67号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項から第4項までの規定中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

第6条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項から第4項までの規定中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規

目 次 ページ

条 例

○北海道知事等の給与等に関する条例の一部を改正する条例……（人事課）	1
○北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例……（人事課）	1
○北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 ……（教育庁総務課）	2
○北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 ……（警察本部警務課）	2

条 例

北海道知事等の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和2年11月30日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第91号

北海道知事等の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 北海道知事等の給与等に関する条例（昭和22年北海道条例第9号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の170」を「100分の165」に改める。

第2条 北海道知事等の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
令和2年11月30日

定は、令和3年4月1日から施行する。

北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年11月30日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第93号

北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 北海道学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第78号）の一部を次のように改正する。

第19条第2項及び第3項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の110」を「100分の105」に改める。

第2条 北海道学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第19条第2項及び第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年11月30日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第94号

北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 北海道地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年北海道条例第34号）の一部を次のように改正する。

第22条第2項及び第3項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の110」を「100分の105」に改める。

第2条 北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第22条第2項及び第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。